

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

雇用保険について

○雇用保険手続の際には必ずマイナンバーの記載が必要になります

平成 30 年 5 月より、以下の届出等についてはマイナンバーの記載が**必ず必要**となります。

- ① 雇用保険被保険者資格取得届
- ② 雇用保険被保険者資格喪失届
- ③ 高年齢雇用継続給付支給申請
- ④ 育児休業給付支給申請
- ⑤ 介護休業給付支給申請

なお、5 月以降マイナンバーの記載がない場合には**補正のため返戻される**場合があります。

○平成 30 年度の雇用保険料率について

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの**雇用保険料率は平成 29 年度から変更ありません。**

- ・失業等給付の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 3/1000
(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 4/1000)
- ・雇用保険 2 事業の保険料率(事業主のみ負担)も引き続き 3/1000(建設の事業は 4/1000)

協会けんぽの社会保険料の料率改定について

健康保険料・介護保険料率が**平成 30 年 3 月分(30 年 4 月納付分)**から下記のとおり変更となっております。

	～平成30年2月分	平成30年3月分～
介護保険第2号被保険者に該当しない場合	10.04%	9.96%
介護保険第2号被保険者に該当する場合	11.69%	11.53%

◎介護保険第 2 号被保険者は、40 歳から 64 歳までの方です。

◎**厚生年金保険料は変更ありません**のでご注意ください。

◎社会保険の届出等には原則としてマイナンバーが必須となっております。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。